

桐生市 SDGs 公民連携民間提案制度実施要綱

(令和 5 年 12 月 18 日施行)

改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間が持つアイデアやノウハウを活用し、桐生市の諸課題の解決や、魅力の向上を図るため、桐生市 SDGs 公民連携民間提案制度を実施することに関し、必要な事項を定め、SDGs の達成に向けた取組を公民連携により推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs 2015 年 9 月に国連において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた 2030 年にむけての国際社会の共通目標をいう。
- (2) 民間事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体又は個人事業者であつて、提案した事項を適切かつ的確に遂行することができる意思及び能力を有する者をいう。

(企画提案の募集)

第 3 条 市は、SDGs の理念に基づき、次に掲げる提案を募集するものとする。

- (1) 市民サービスの向上に関する提案
- (2) 市の業務の効率化又は市の収入増加・支出削減等に関する提案
- (3) 公民連携に関する提案

2 前項第 1 号及び第 2 号に係る提案については、市が企画提案募集シート(様式第 1 号)によりテーマを示して募集するものとする。

(企画提案の応募資格)

第 4 条 応募資格を有する者は、民間事業者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 市税等に滞納がある者
- (4) 桐生市請負業者等指名停止等措置要綱(平成 2 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止を受けている事業者
- (5) その他市長がふさわしくないと判断した者

(企画提案の応募)

第5条 企画提案をしようとする民間事業者等(以下「提案者」という。)は、第3条の募集に関する提案を、提案シート(様式第2号)により、市長に提出するものとする。

(企画提案の取扱い)

第6条 市長は、前条により提出された提案シートの内容について、事業化に向け提案者と協議するか否かを判断し、提案者に回答書(様式第3号)により通知するものとする。

2 前項に規定する協議に係る一切の費用は、提案者が負担するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、企画提案内容が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、提案者と協議することなく、不受理とすることができる。この場合において、市長は、提案不受理通知書(様式第4号)により提案者に通知するものとする。

(1) 第4条各号のいずれかに該当する者が提案するもの

(2) SDGsの理念と合致しないもの

(3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあるもの

(4) 本市の施策や規定に反するもの

(5) 提案者が自ら提案を遂行せず、本市や第三者による遂行を前提としているもの

(6) 単に提案者の製品・サービス等のあっせん又は周知を求めるなど、営業活動の一環として提案するもの

(7) 政治的、宗教的な関連性や要素があるもの

(8) 公共性、公平性の観点で課題があるもの

(9) 本事業の趣旨に照らし、市長が特に受理できないと判断したもの

4 市長は、提案シートの内容を実現する義務を負わない。

5 市長は、本提案制度の成果を公表するものとする。

(事業実施者の公募)

第7条 市長は、提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、事業実施者を公募することができるものとする。この場合において、提案者の権利等の取扱いについて、提案者と事前に協議するものとする。

(免責)

第8条 市は、本事業に関連して発生した損害について、当該損害が市の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

附 則(令和7年4月1日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

企画提案募集シート

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

提案シート

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

回答書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

提案不受理通知書

[別紙参照]